# 2022 年度 調査報告書

# 東京都における 障害者スポーツ施設運営に関する研究

笹川スポーツ財団

〔共同研究者〕 (公社)東京障害者スポーツ協会

#### 目次

- I 研究概要
  - 1. 研究目的
  - 2. 用語の定義
  - 3. 先行研究

#### Ⅱ調査概要

- 1. サテライト施設、既存の社会資源の潜在的ニーズ調査
- 2. 障害者専用スポーツ施設のあり方
- 3. 障害者専用スポーツ施設における専門職のあり方
- 4. 調査の実施体制

#### Ⅲ 調査結果

- 1. サテライト施設、既存の社会資源の潜在的ニーズ調査
  - (1) 施設設置者
  - (2) 所管部署
  - (3) 指定管理
  - (4) 障害者の利用状況
  - (5) 障害者の利用者数
  - (6)付带施設
  - (7) 付帯施設の障害者の利用状況
  - (8) 実施種目
  - (9) 障害者スポーツ施設に関する資格保有者
  - (10)利用料の徴収
  - (11) 主催事業
  - (12) 障害者利用における施設整備や備品等での工夫・配慮
  - (13) 障害者利用における施設スタッフの工夫・配慮
  - (14) 障害者の利用促進にあたっての不安・懸念点
  - (15) 東京都障害者総合スポーツセンターの認知度
  - (16) 東京都多摩障害者スポーツセンターの認知度
  - (17) 障害者スポーツセンターとの連携・協働に向けて重要なこと
  - (18) 障害者の利用において連携・協働している施設・組織
- 2. 障害者専用スポーツ施設のあり方
- 3. 障害者専用スポーツ施設における専門職のあり方
- IV まとめ
- V 提言
- VI 参考資料
- VII 実施体制
- VⅢ 参考文献

注)「しょうがい」の用語は、「障がい」「障害」「障碍」などがあるが、本報告書では、固有名詞以外は、法律上の「障害」を使用した。

#### I. 研究概要

#### 1. 研究目的

本研究は、地域の障害者が身近な地域で運動・スポーツに親しめる環境を整備するための効果的な施策や取り組みを検討するために、地域の障害者スポーツの拠点となる障害者スポーツセンターの役割と備えるべき機能、および障害者スポーツセンター以外の障害者優先スポーツ施設や一般の公共スポーツ施設、既存の社会資源の役割と備えるべき機能を明らかにし、地域における障害者スポーツセンターを含めた関連施設のあり方を提言することを目的に実施した。

#### 2. 用語の定義

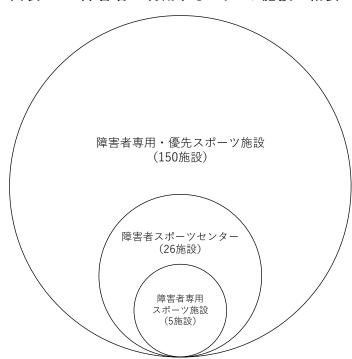
本研究における障害者が利用するスポーツ施設に関する用語を以下の通り定義した(図表 1-1)。

- ① 障害者専用・優先スポーツ施設 SSF「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2021」で明らかにした 150 施設が該当する。
- ② 障害者スポーツセンター 障害者専用・優先スポーツ施設のうち、「障がい者スポーツセンター協議会」加盟の 26 施設が 該当する。障がい者スポーツセンター協議会は、施設の運営における諸問題等に関する意見交 換や交流の場として 1984 年に「身体障害者スポーツセンター協議会(現・障がい者スポーツセ

## ③ 障害者専用スポーツ施設

ンター協議会」として発足した。

障害者スポーツセンターのうち、障害者のみが利用可能な施設。全国では、東京都障害者総合スポーツセンター、東京都多摩障害者スポーツセンター、名古屋市障害者スポーツセンター、大阪市長居障がい者スポーツセンター、大阪市舞洲障がい者スポーツセンターの 5 施設が該当する。



図表 1-1 障害者が利用するスポーツ施設の概要

#### 3. 先行研究

SSF「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2021」では、地域の障害児・者のスポーツ環境の整備において、障害者専用・優先スポーツ施設をはじめとした地域のスポーツ施設のネットワーク化の必要性を政策提言した(図表 1-2)。提言では、地域との関わりのなかで既存の社会資源を活用して、日常的にスポーツに取り組める環境づくりが重要であると考え、地域の施設をハブ施設、サテライト施設、既存の社会資源の 3 タイプに分類し、ネットワーク構築を提案している(詳細は 39 ページ参照)。3 タイプの定義は以下の通りである。

#### ① ハブ施設

障害の程度が軽度から重度まで、スポーツの競技性や志向に至るまで、多種多様なニーズに対応できる専門家を有している障害者スポーツセンターをハブ施設と定義する。

#### ② サテライト施設

障害者専用・優先スポーツ施設 150 施設のうち、前述のハブ施設を除いた 124 施設と、スポーツ 庁「体育スポーツ施設現況調査」(2019 年)において、公共スポーツ施設とされる「公立社会教育施設等に付帯するスポーツ施設」(4,630 施設)と「社会教育施設」(46,981 施設)を合わせた 51,611 施設をサテライト施設と定義する。

#### ③ 既存の社会資源

ハブ施設、サテライト施設以外で、すでにスポーツ以外の目的で使用されている公民館や福祉施設、特別支援学校や一般校などを既存の社会資源と定義する。

サテライト 施設 サテライト 施設 ハブ サテライト 施設 施設 サテライト 施設 【ハブ施設】 →JPSA加盟施設 (26施設) 【サテライト施設】 →JPSA未加盟施設(124施設) サテライト 施設 →公共スポーツ施設(51,611施設) 【既存の社会資源】 公民館、福祉施設、特別支援学校、一般校など

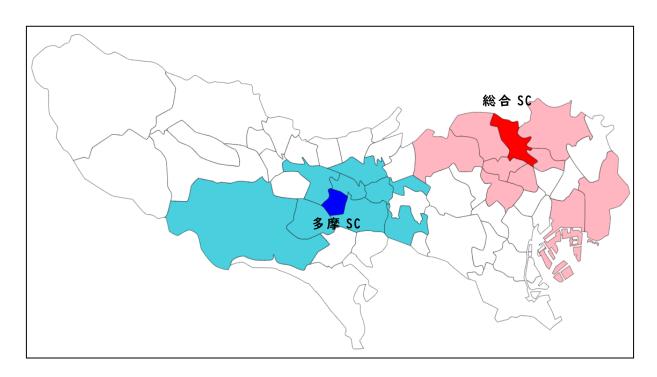
図表 1-2 ハブ施設、サテライト施設、既存の社会資源と地域との関係

#### Ⅱ. 調査概要

#### 1. 東京都内のサテライト施設、既存の社会資源の潜在的ニーズ調査

#### ①対象施設の定義

本研究では、地域の施設のネットワーク化に向けたモデルとして、東京都内の東京都障害者総合スポーツセンター(以下、総合 SC)と東京都多摩障害者スポーツセンター(以下、多摩 SC)をそれぞれハブ施設と定義し、その周辺の 10 自治体をサテライト施設、既存の社会資源の対象自治体として施設を抽出した(図表 1-2)。



図表 1-3 ハブ施設と対象地域

詳細は以下の通りである。

## ①調查対象

東京都におけるハブ施設 (2 施設)、サテライト施設 (145 施設)、既存の社会資源 (437 施設)を対象とした (図表 1-3)。

#### ●ハブ施設

- ・ 東京都障害者総合スポーツセンター
- ・ 東京都多摩障害者スポーツセンター

#### ●サテライト施設

総合 SC、多摩 SC の各施設において、利用者が多い基礎自治体の上位 10 自治体内の公共スポーツ施設(145 施設)をサテライト施設とした。

- ・ 総合 SC の該当自治体(北区、板橋区、足立区、練馬区、豊島区、荒川区、文京区、江東区、江戸川区、新宿区)内の公共スポーツ施設は107施設であった。
- ・ 多摩 SC の該当自治体(国立市、府中市、国分寺市、立川市、八王子市、日野市、小金井市、小平市、武蔵野市、調布市)内の公共スポーツ施設は38 施設であった。

#### ●既存の社会資源

前述の該当自治体内の多機能型施設(212件)、入所支援・自立訓練(生活・機能)(105

件)、障害者福祉センター(23件)、公民館等(97件)のあわせて437施設を既存の社会資源と 定義した。

- ・ 総合 SC の該当自治体内の既存の社会資源は 220 施設であった。
- ・ 多摩 SC の該当自治体内の既存の社会資源は 217 施設であった。

図表 1-4 サテライト施設、既存の社会資源の施設数

			計 582)		ີ່ SC 382)		擎SC 255)
		N	%	N	%	N	%
合言	습타			327		255	
	1. サテライト施設:都内公共スポーツ施設	145	24.9	107	32.7	38	14.9
	2. 既存の社会資源	437	75.1	220	67.3	217	85.1
	2-1. 【障害児】多機能型施設	212	36.4	124	37.9	88	34.5
	2-2.【障害者】入所支援·自立訓練(生活·機能)	105	18.0	51	15.6	54	21.2
	2-3. 障害者福祉センター	23	4.0	10	3.1	13	5.1
	2-4. 公民館等	97	16.7	35	10.7	62	24.3

#### ②調查項目

- ・ 施設の設置および管理状況
- 施設の付帯施設の設置状況
- ・ 施設の利用者の状況
- ・ 施設の指導者
- 施設の実施事業
- 施設の実施種目
- 利用にあたっての工夫・配慮
- ・ 総合 SC、多摩 SC の認知度
- 連携協働状況

#### ③調査期間

2022年11月~12月

#### ④調査方法

#### 郵送法\*

(\*注)対象施設が希望した場合は、調査票データをメールで送付し、回答済み調査票をメール添付で返送いただいた。

#### ⑤回収状況

回収率は 30.4% (177 施設) で、サテライト施設が 49.0% (71 施設)、既存の社会資源が 24.3% (106 施設) だった。総合 SC をハブ施設とした場合、サテライト施設の回収率は 48.6%、既存の社会資源の回収率は 25.9%、多摩 SC をハブ施設とした場合、サテライト施設の回収率は 50.0%、既存の社会資源は 22.6% だった (図表 1-4)。

図表 1-5 回収率

				合計			総合SC			多摩SC	
			配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
合計			582	177	30.4	327	109	33.3	255	68	26.7
	1. サテ	ライト施設:都内公共スポーツ施設	145	71	49.0	107	52	48.6	38	19	50.0
	2. 既存の社会資源		437	106	24.3	220	57	25.9	217	49	22.6
		2-1.【障害児】多機能型施設	212	38	17.9	124	22	17.7	88	16	18.2
		2-2.【障害者】入所支援·自立訓練(生活·機能)	105	32	30.5	51	23	45.1	54	9	16.7
		2-3. 障害者福祉センター	23	4	17.4	10	1	10.0	13	3	23.1
		2-4. 公民館等	97	32	33.0	35	11	31.4	62	21	33.9

#### 2. 障害者専用スポーツ施設のあり方

障害者専用スポーツ施設での勤務経験者、または現在勤務している人たちから障害者専用スポーツ施設の役割、機能について個別に回答してもらい、得られた結果をフィードバックして他の参加者の意見を見てもらった後、再度同じテーマで回答してもらった。この過程を何度か繰り返すことで、東京都障害者スポーツ協会として、障害者専用スポーツ施設の定義について、組織的な見解を得ることを目指した。

#### 3. 障害者専用スポーツ施設における専門職のあり方

障害者専用スポーツ施設での勤務経験者、または現在勤務している人たちから障害者専用スポーツ施設に勤務する専門職の役割、機能について個別に回答してもらい、得られた結果をフィードバックして他の参加者の意見を見てもらった後、再度同じテーマで回答してもらった。この過程を何度か繰り返すことで、東京都障害者スポーツ協会として、障害者専用スポーツ施設の専門職の定義について、組織的な見解を得ることを目指した。

#### 4. 調査の実施体制

本研究は、東京都障害者スポーツ協会と笹川スポーツ財団が共同で実施した。

#### 皿. 調査結果

#### 1. サテライト施設、既存の社会資源の潜在的ニーズ調査

#### (1)施設設置者

施設設置者をみると、サテライト施設では、「東京都」が 31.0%、「区市町村」が 66.2%だった(図表 2-1)。既存の社会資源では、「東京都」が 21.7%、「区市町村」が 47.2%、「その他」が 30.2%だった。既存の社会資源の「その他」が約 3割で、その多くが民間事業所であった。

図表 2-1 サテライト施設・既存の社会資源における施設設置者

施設設置者	合計(1	N=177)	サテライトが	施設(N=71)	既存の社会資源(N=106)	
	N	%	N	%	N	%
東京都	46	25.7	22	31.0	23	21.7
区市町村	99	55.3	47	66.2	50	47.2
その他	34	19.0	2	2.8	32	30.2

#### (2)所管部署

行政の所管部署をみると、サテライト施設では、「首長部局のスポーツ関連部署」が 29.6%と最も 多かった(図表 2-2)。既存の社会資源では「障害者福祉/社会福祉関連部署」が 41.5%と最も 多く、ついで「教育委員会の社会教育関連部署」(18.9)だった。「その他」がサテライト施設、既存の社会資源のいずれにおいても多く、具体的には、地域振興部署や地域文化部署、市民協働関連部署などがほとんどたった。

図表 2-2 サテライト施設・既存の社会資源における行政の所管部署

行政の所管部署	合計(N	N=147)	サテライトが	施設(N=71)	既存の社会資源(N=106)	
	Ν	%	N	%	N	%
障害者福祉/社会福祉関連部署	46	31.3	0	0.0	44	41.5
教育委員会のスポーツ関連部署	9	6.1	9	12.7	0	0.0
首長部局のスポーツ関連部署	22	15.0	21	29.6	1	0.9
公園緑地関連部署	17	11.6	17	23.9	0	0.0
教育委員会の社会教育関連部署	21	14.3	0	0.0	20	18.9
その他	32	21.8	20	28.2	12	11.3

#### (3)施設管理

施設管理者をみると、サテライト施設では、「区市町村」が13.0%、「指定管理者」が87.0%だった(図表2-3)。既存の社会資源では、「区市町村」が51.8%、「指定管理者」が48.2%だった。

指定管理者の業務形態をみると、サテライト施設では「単独で指定管理者になっている」が 42.6%、「共同事業体として指定管理者になっている」が 57.4%、既存の社会資源では「単独で指定管理者になっている」が 88.1%、「共同事業体として指定管理者になっている」が 11.9%だった (図表 2-4)。指定管理者の組織形態をみると、サテライト施設では、スポーツ関連企業、公園協会、造園関連企業が多く、既存の社会資源では社会福祉法人や社会福祉団体、民間企業などが多かった。

図表 2-3 サテライト施設・既存の社会資源における施設管理者

施設管理者	合計(N	N=154)	サテライトが	施設(N=69)	既存の社会資源(N=83)	
	N	%	N	%	N	%
区市町村	54	35.1	9	13.0	43	51.8
指定管理者	100	64.9	60	87.0	40	48.2

図表 2-4 サテライト施設・既存の社会資源における指定管理者の業務形態

指定管理者の業務形態		N=103)	サテライトが	施設(N=61)	既存の社会資源(N=42)		
		%	N	%	N	%	
単独で指定管理者になっている	63	61.2	26	42.6	37	88.1	
共同事業体として指定管理者になっている	40	38.8	35	57.4	5	11.9	

#### (4)障害者の利用状況

障害者の利用状況をみると、サテライト施設では、「障害者の利用はあるが、利用者数は把握していない」が 60.6%と最も多く、ついで「障害者の利用があり、利用者数を把握している」が 22.5%、「障害者の利用を把握していない」が 11.3%だった(図表 2-5)。既存の社会資源では、「障害者の利用があり、利用者数を把握している」が 57.4%と最も多く、ついで「障害者の利用はあるが、利用者数は把握していない」が 36.6%、「障害者の利用を把握していない」は 4.0%だった。

障害者が利用しているのはサテライト施設で約8割、既存の社会資源で約9割であった。サテライト施設では、障害者の利用を認識しているが把握していない施設が約6割と最も多かったのに対して、既存の社会資源では障害者の利用を認識して把握している施設が約6割であった。

図表 2-5 サテライト施設・既存の社会資源における障害者の利用状況

障害者の利用状況	合計(1	N=175)	サテライトが	施設(N=71)	既存の社会資源(N=101)	
	N	%	N	%	N	%
障害者の利用があり、利用者数を把握している	75	42.9	16	22.5	58	57.4
障害者の利用はあるが、利用者数は把握していない	81	46.3	43	60.6	37	36.6
障害者の利用はない	6	3.4	4	5.6	2	2.0
障害者の利用を把握していない	13	7.4	8	11.3	4	4.0

#### (5)障害者の利用者数

過去3年間の利用者数をみると、コロナ禍前(2019年度)のサテライト施設における総利用者数平均は15万1,237人、障害者の総利用者数平均は3,355人、既存の社会資源における総利用者数平均は3,325人、障害者の総利用者数平均は2,796人だった(図表2-6)。コロナ禍(2020年度)のサテライト施設における総利用者数平均は5万9,249人、障害者の総利用者数は1,926人、既存の社会資源における総利用者数平均は2,430人、障害者の総利用者数は2,243人だった。同じくコロナ禍のある2021年度のサテライト施設における総利用者数平均は7万6,931人、障害者の総利用者数平均は2,112人、既存の社会資源における総利用者数平均は2,549人、障害者の総利用者数平均は2,123人だった。

図表 2-6 サテライト施設・既存の社会資源における障害者利用者数

年度	利用者数	施設種別	N	平均値	標準偏差		
	総利用者	サテライト施設	12	151,237	190,683	0.021	*
2019年度	松利用伯	既存の社会資源	24	3,325	10,356	0.021	^
2019年反	障害者の総利用者数	サテライト施設	9	3,355	3,378	0.855	
	<b>停台省以参约用省数</b>	既存の社会資源	33	2,796	8,845	0.855	
	総利用者	サテライト施設	12	59,249	60,555	0.008	**
2020年度	松利用名	既存の社会資源	29	2,430	7,697	0.008	**
2020年反	陪実老の総利田老粉	サテライト施設	9	1,926	1,610	0.897	
	障害者の総利用者数	既存の社会資源	35	2,243	7,169	0.897	
	<b>公刊田</b> <del>文</del>	サテライト施設	12	76,931	80,929	0.000	]
2021年度	総利用者	既存の社会資源	30	2,549	8,490	0.009	**
2021年度	障害者の総利用者数	サテライト施設	9	2,112	1,985	0.997	
		既存の社会資源	42	2,123	7,339	0.997	

\* p< .05 \*\*p<.01

#### (6)付帯施設

運動・スポーツ関連の付帯施設状況をみると、サテライト施設では、「トレーニング室」が 45.3%と最も多く、ついで「体育館・体育室」(44.6%)、「プール」(40.0%)、「グラウンド」「テニスコート」 (39.1%)が続く(図表 2-7)。既存の社会資源では、「体育館・体育室」が 8.9%と最も多く、ついで「トレーニング室」(6.7%)だった。サテライト施設においては、「体育館・体育室」もしくは「小体育館・小体育室」を保有する施設が約 6 割だった。

図表 2-7 サテライト施設・既存の社会資源における運動・スポーツ関連の付帯施設の状況

		合計			サテライト旅	設	既存の社会資源			
	N	施設あり	%	Ν	施設あり	%	Ν	施設あり	%	
体育館·体育室	158	37	23.4	65	29	44.6	90	8	8.9	
小体育館·小体育室	155	13	8.4	63	12	19.0	89	1	1.1	
トレーニング室	157	35	22.3	64	29	45.3	90	6	6.7	
グラウンド	158	27	17.1	64	25	39.1	91	2	2.2	
プール	159	28	17.6	65	26	40.0	91	2	2.2	
卓球室	155	7	4.5	62	7	11.3	90	0	0.0	
テニスコート	158	25	15.8	64	25	39.1	91	0	0.0	

運動・スポーツ関連以外の付帯施設状況をみると、施設があり、運動・スポーツに活用している施設は、サテライト施設では、「多目的室」が 9.2%と最も多く、ついで「研修室」(8.7%)、「プレイルーム・遊戯室」(3.8%)だった(図表 2-8)。既存の社会資源では、「プレイルーム・遊戯室」が 9.6%と最も多く、ついで「多目的室」(7.8%)、「機能訓練室・社会適応室」(5.9%)、「研修室」(5.3%)だった。施設はあるが、運動・スポーツに活用していない施設は、サテライト施設では「研修室」が 3.3%と最も多く、ついで「多目的室」(2.6%)だった(図表 2-9)。既存の社会資源では、「多目的室」が 13.1%と最も多く、ついで「研修室」(9.3%)、「プレイルーム・遊戯室」(9.0%)、「機能訓練室・社会適応室」(6.6%)だった。

図表 2-8 サテライト施設・既存の社会資源における運動・スポーツ関連以外の付帯施設の状況

		運動スポーツに活用されている										
		合計 サテライト施設 既存の社会資源										
	N	N 施設あり % N 施設あり % N 施設あり %										
多目的室	153	27	17.6	62	14	9.2	88	12	7.8			
プレイルーム・遊戯室	156	22	14.1	62	6	3.8	91	15	9.6			
機能訓練室/社会適応室	152	52 11 7.2 62 2 1.3 88 9 5.9										
研修室	150	21	14.0	62	13	8.7	86	8	5.3			

図表 2-9 サテライト施設・既存の社会資源における運動・スポーツ関連以外の付帯

		運動スポーツに活用されていない										
		合計 サテライト施設 既存の社会資										
	N	N 施設あり % N 施設あり % N 施設あり										
多目的室	153	24	15.7	62	4	2.6	88	20	13.1			
プレイルーム・遊戯室	156	16	10.3	62	2	1.3	91	14	9.0			
機能訓練室/社会適応室	152	11	7.2	62	0	0.0	88	10	6.6			
研修室	150	19	12.7	62	5	3.3	86	14	9.3			

#### (7)付帯施設の障害者の利用状況

サテライト施設における付帯施設ごとの障害者の利用状況をみると、ほとんどの付帯施設において「主に障害のない人が利用しているが、障害者の利用もある」が最も多かった(図表 2-10)。「グラウンド」「テニスコート」「プレイルーム/遊戯室」「研修室」では「障害者の利用を把握していない」施設が多かった。

図表 2-10 サテライト施設における障害者の利用状況

サテライト施設	N	主に障害者が	利用している	主に障害のないいるが、障害者		障害者の利用を把握していな い		
		N	%	N	%	N	%	
体育館·体育室	29	1	3.4	25	86.2	3	10.3	
小体育館·小体育室	12	0	0.0	11	91.7	1	8.3	
トレーニング室	29	1	3.4	27	93.1	1	3.4	
グラウンド	25	0	0.0	8	32.0	17	68.0	
プール	26	0	0.0	26	100.0	0	0.0	
卓球室	7	0	0.0	7	100.0	0	0.0	
テニスコート	25	0	0.0	8	32.0	17	68.0	
多目的室	15	1	6.7	9	60.0	5	33.3	
プレイルーム/遊戯室	7	1	14.3	2 28.6		4	57.1	
機能訓練室/社会適応室	2	0	0.0	2	100.0	0	0.0	
研修室	16	1	6.3	5	31.3	10	62.5	

既存の社会資源における付帯施設ごとの障害者の利用状況をみると、「機能訓練室/社会適応室」では全ての施設が「主に障害者が利用している」施設だった(図表 2-11)。「プレイルーム/遊戯室」では約7割が「主に障害者が利用している」施設だった。「研修室」は約半数が「障害者の利用を把握していない」施設だった。

図表 2-11 既存の社会資源における障害者の利用状況

既存の社会資源	N	主に障害者が利用している		主に障害のないいるが、障害者		障害者の利用を把握していな い		
		N	%	N	%	N	%	
体育館·体育室	8	3	37.5	5	62.5	0	0.0	
小体育館·小体育室	1	1	100.0	0	0.0	0	0.0	
トレーニング室	6	2	33.3	4	66.7	0	0.0	
グラウンド	2	0	0.0	0	0.0	2	100.0	
プール	2	2	100.0	0	0.0	0	0.0	
卓球室	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
テニスコート	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
多目的室	21	8	38.1	6	28.6	7	33.3	
プレイルーム/遊戯室	25	17	68.0	3	12.0	5	20.0	
機能訓練室/社会適応室	14	14	100.0	0	0.0	0	0.0	
研修室	15	3	20.0	5	33.3	7	46.7	

# (8)実施種目

障害者が実施している種目をみると、サテライト施設では、「水泳」が 35.2%と最も多く、ついで「水中運動」(28.2%)、「卓球」(21.1%)、「ボッチャ」(19.7%)が続く(図表 2-12)。既存の社会資源では、「散歩(ぶらぶら歩き)」が 34.9%と最も多く、ついで「健康体操・健康ヨーガ」(17.0%)、「ウォーキング」「ボッチャ」(16.0%)、「卓球」(13.2%)が続く。

図表 2-12 サテライト施設・既存の社会資源における障害者が実施している種目

		合計 サテライト施設 N=180) (N=71)			既存の社会 (N=1(	
	実施している	%	実施している	%	実施している	%
散歩(ぶらぶら歩き)	45	25.0	8	11.3	37	34.9
ウォーキング	24	13.3	7	9.9	17	16.0
ノルディックウォーキング	2	1.1	2	2.8	0	0.0
卓球	29	16.1	15	21.1	14	13.2
卓球バレー	2	1.1	1	1.4	1	0.9
ボッチャ	31	17.2	14	19.7	17	16.0
健康体操・健康ヨーガ	24	13.3	6	8.5	18	17.0
水泳	28	15.6	25	35.2	3	2.8
水中運動	22	12.2	20	28.2	2	1.9
軽スポーツ	13	7.2	8	11.3	5	4.7
バドミントン	17	9.4	8	11.3	9	8.5
アーチェリー	4	2.2	4	5.6	0	0.0
グラウンド・ゴルフ	6	3.3	4	5.6	2	1.9
バスケットボール	6	3.3	6	8.5	0	0.0
車いすバスケットボール	10	5.6	10	14.1	0	0.0
体操(軽い体操・ラジオ体操など)	39	21.7	8	11.3	31	29.2
ジュニア・親子体操	4	2.2	3	4.2	1	0.9
サッカー	5	2.8	4	5.6	1	0.9
ブラインドサッカー	2	1.1	2	2.8	0	0.0
陸上	4	2.2	4	5.6	0	0.0
テニス	7	3.9	6	8.5	1	0.9
車いすテニス	3	1.7	3	4.2	0	0.0

# (9)障害者スポーツ指導に関する資格保有者

障害者スポーツ指導に関する資格保有者の状況をみると、「初級障がい者スポーツ指導員」の資格保有者がいる施設は16.3%だった(図表 2-13)。資格保有者がいない施設が多くを占めた。

図表 2-13 障害者スポーツ指導に関する資格保有者の状況

	N	有資格	者あり	有資格	者なし
	IN	N	%	N	%
日本パラスポーツ協会公認 初級障がい者スポーツ指導員	166	27	16.3	139	83.7
日本パラスポーツ協会公認 中級障がい者スポーツ指導員	153	4	2.6	149	97.4
日本パラスポーツ協会公認 上級障がい者スポーツ指導員	152	1	0.7	151	99.3
日本パラスポーツ協会公認 スポーツコーチ	151	0	0.0	151	100.0
日本パラスポーツ協会公認 スポーツトレーナー	151	0	0.0	151	100.0
日本レクリエーション協会公認 福祉レクワーカー	153	2	1.3	151	98.7
日本スポーツ協会公認 スポーツ指導者	154	6	3.9	148	96.1

#### (10)利用料の徴収

利用料の徴収をみると、利用料を徴収しているサテライト施設は 88.7%、既存の社会資源は 63.3% だった(図表 2-14)。

障害者の施設利用料をみると、「無料」のサテライト施設は 17.5%、既存の社会資源は 20.0%だった(図表 2-15)。「一部減免」は、サテライト施設で 50.8%、既存の社会資源で 56.4%だった。「一般利用者と同じ」は、サテライト施設で 31.7%、既存の社会資源で 23.6%だった。

介助者・同行者の施設利用料をみると、無料のサテライト施設は 49.2%、既存の社会資源は 55.0%だった(図表 2-16)。「一部減免」は、サテライト施設で 23.0%、既存の社会資源で 10.0% だった。「一般利用者と同じ」は、サテライト施設で 27.9%、既存の社会資源で 35.0%だった。

図表 2-14 サテライト施設・既存の社会資源における利用料の徴収有無

	合計 (N=164)			ライト施設 I=71)	既存の社会資源 (N=90)		
	N	%	N %		Ν	%	
利用料は徴収している	122	74.4	63	88.7	57	63.3	
利用料は徴収していない	42	25.6	8	11.3	33	36.7	

図表 2-15 サテライト施設・既存の社会資源における障害者の施設利用料

	合計 (N=120)		サテライト施設 (N=63)			D社会資源 I=55)
	N	%	N	%	N	%
無料	22	18.3	11	17.5	11	20.0
一部減免	64	53.3	32	50.8	31	56.4
一般利用者と同じ	34	28.3	20	31.7	13	23.6

図表 2-16 サテライト施設・既存の社会資源における介助者・同行者の施設利用料

	合計 (N=103)			ライト施設 N=61)	既存の社会資源 (N=40)		
	N	%	N %		N	%	
無料	53	51.5	30	49.2	22	55.0	
一部減免	18	17.5	14	23.0	4	10.0	
一般利用者と同じ	32	31.1	17	27.9	14	35.0	

#### (11)主催事業

主催事業の実施状況をみると、運動スポーツ教室を実施しているサテライト施設は 74.6%、既存の社会資源は 19.8% だった(図表 2-17)。スポーツ大会・イベントを実施しているサテライト施設は 52.1%、既存の社会資源は 12.3% だった。巡回運動・スポーツ教室を実施しているサテライト施設は 2.8%、既存の社会資源は 3.8% だった。サテライト施設では約 8 割がいずれかの主催事業を実施していたのに対して、既存の社会資源では約 6 割がいずれの事業も実施していなかった。

図表 2-17 主催事業の実施状況

	合計 (N=180)			ライト施設 I=71)	既存の社会資源 (N=106)	
	N	%	N	%	N	%
運動スポーツ教室	74	41.1	53	74.6	21	19.8
スポーツ大会・イベント	50	27.8	37	52.1	13	12.3
巡回運動・スポーツ教室	6	3.3	2	2.8	4	3.8
実施していない	83	46.1	13	18.3	67	63.2

主催する運動・スポーツ教室の実施状況をみると、「障害の有無にかかわらず全ての人を対象にした教室に障害者が参加している」は、サテライト施設で37.7%、既存の社会資源で33.3%だった(図表2-18)。「障害の有無にかかわらず全ての人を対象にした教室だが障害者は参加していない」はサテライト施設で58.5%、既存の社会資源で52.4%だった。「障害者を対象にした教室に障害者が参加している」はサテライト施設で17.0%、既存の社会資源で19.0%だった。

図表 2-18 主催する運動・スポーツ教室の実施状況

		合計 (N=74)		ライト施設 I=53)	既存の社会資源 (N=21)	
	N	%	N	%	N	%
障害の有無にかかわらず全ての人を対象にした教室に 障害者が参加している	27	36.5	20	37.7	7	33.3
障害の有無にかかわらず全ての人を対象にした教室だ が障害者は参加していない	42	56.8	31	58.5	11	52.4
障害者を対象にした教室に障害者が参加している	13	17.6	9	17.0	4	19.0

主催するスポーツ大会・イベントの実施状況をみると、「障害の有無にかかわらず全ての人を対象にした教室に障害者が参加している」は、サテライト施設で 45.9%、既存の社会資源で 30.8%だった (図表 2-19)。「障害の有無にかかわらず全ての人を対象にした教室だが障害者は参加していない」はサテライト施設で 51.4%、既存の社会資源で 61.5%だった。「障害者を対象にした教室に障害者が参加している」はサテライト施設で 21.6%、既存の社会資源で 30.8%だった。

図表 2-19 主催するスポーツ大会・イベントの実施状況

	合計 (N=50)			ライト施設 I=37)	既存の社会資源 (N=13)	
	N	%	N	%	N	%
障害の有無にかかわらず全ての人を対象にした大会・イベントに障害者が参加している	21	42.0	17	45.9	4	30.8
障害の有無にかかわらず全ての人を対象にした大会・イベントだが障害者は参加していない	27	54.0	19	51.4	8	61.5
障害者を対象にした大会・イベントに障害者が参加して いる	12	24.0	8	21.6	4	30.8

巡回運動・スポーツ教室を主催している施設は、サテライト施設では2施設、既存の社会資源では4施設だった。

図表 2-20 主催する巡回運動・スポーツ教室(出張教室)の実施状況

	合計 (N=6)			ライト施設 N=2)	既存の社会資源 (N=4)	
	N	%	N	%	N	%
障害の有無にかかわらず全ての人を対象にした教室に 障害者が参加している	1	16.7	1	50.0	0	0.0
障害の有無にかかわらず全ての人を対象にした教室だ が障害者は参加していない	4	66.7	1	50.0	3	75.0
障害者を対象にした教室に障害者が参加している	1	16.7	1	50.0	0	0.0

## (12)障害者利用における施設整備や備品等での工夫・配慮

障害者の利用のための施設整備や備品等で工夫・配慮していることについてみると、サテライト施設では、「障害者用の駐車場を設置している」が 76.1%と最も多く、ついで「筆談ボードを用意している」(62.0%)、「エレベーターのボタンを車いす利用者の高さに設定している」「敷地内に点字ブロックや誘導ブロック等を設置している」(54.9%)が続く(図表 2-21)。既存の社会資源では、「エレベーターのボタンを車いす利用者の高さに設定している」が 39.6%と最も多く、ついで「必要に応じて様々な補助具の持ち込みを許可している」(37.7%)、「敷地内に点字ブロックや誘導ブロック等を設置している」(35.8%)が続く。

図表 2-21 障害者利用における施設備品や備品等での工夫・配慮

	合計 (N=180)			ライト施設 =71)		社会資源=106)
	N	%	N	%	N	%
1. 車いすのままでも使える低いテーブルを用意している	36	20.0	12	16.9	24	22.6
2. カウンターに杖置きを設置している	22	12.2	6	8.5	16	15.1
3. 筆談ボードを用意している	67	37.2	44	62.0	23	21.7
4. 柱などの障害物に緩衝材を巻いている	27	15.0	5	7.0	22	20.8
5. 障害者が優先利用できる更衣室(家族更衣室含む)がある	35	19.4	29	40.8	6	5.7
6. 多目的トイレ内にベッドや長椅子がある	50	27.8	27	38.0	23	21.7
7. オストメイト対応トイレがある	61	33.9	33	46.5	28	26.4
8. シャワーヘッドが低い位置にある	23	12.8	19	26.8	4	3.8
9. シャワールームの段差をスノコ等で解消している	12	6.7	10	14.1	2	1.9
10. シャワールームにバスマットを設置している	12	6.7	7	9.9	5	4.7
11. シャワーチェアを設置している	24	13.3	15	21.1	9	8.5
12. 点滅式非常灯を設置している	23	12.8	12	16.9	11	10.4
13. 施設入口にスロープを設置している	66	36.7	36	50.7	30	28.3
14. 障害者用の駐車場を設置している	83	46.1	54	76.1	29	27.4
15. エレベーターのボタンを車いす利用者の高さに設置している	81	45.0	39	54.9	42	39.6
16. エレベーター内に椅子を設置している	12	6.7	8	11.3	4	3.8
17. 障害者が使えるトレーニングマシンを設置している	15	8.3	12	16.9	3	2.8
18. プールのコースロープをやわらかい素材にしている	2	1.1	2	2.8	0	0.0
19. プールでの視覚障害者の怪我防止のため、特定レーンの両サイドに保護材を設置するなどしている	0	0.0				
20. 必要に応じて様々な補助具の持ち込みを許可している	71	39.4	31	43.7	40	37.7
21. 敷地内に点字ブロックや誘導ブロック等を設置している	77	42.8	39	54.9	38	35.8
22. その他	9	5.0	4	5.6	5	4.7
23. あてはまるものはない	20	11.1	5	7.0	15	14.2

#### (13) 障害者利用における施設スタッフの工夫・配慮

障害者の利用ために、施設スタッフが工夫・配慮していることについてみると、サテライト施設では、「施設巡回で困っている人を見つけたらコミュニケーションをとっている」が 63.4%と最も多く、ついで「文字の記入に困っていたら代筆している」(57.7%)、「利用者の配慮事項について施設スタッフ間で共有している」(43.7%)が続く(図表 2-22)。既存の社会資源では、「利用者の配慮事項について施設スタッフ間で共有している」が 50.0%で最も多く、ついで「施設スタッフを対象に障害者理解の研修・勉強会を行っている」(49.1%)、「知的障害者に対して、答えやすい質問、分かりやすい説明をゆっくり丁寧にくり返している」(48.1%)が続く。

サテライト施設よりも既存の社会資源の方が高い項目は「インテーク(障害の種類、程度などの把握)を行っている」「施設内の移動支援が必要な場合は同行している」「うまく発音ができない人に対してコミュニケーションの工夫をしている」「知的障害者に対して、答えやすい質問、分かりやすい説明をゆっくり丁寧にくり返している」「知的障害者に対して、支援者がいる場合も必ず本人の意思確認を行っている」「主治医の指示を確認している」「利用者の配慮事項について施設スタッフ間で共有している」「障害特性に応じたオリエンテーションを行っている」「障害者に対する緊急時の対応をポスター等で提示している」「障害者の利用を想定した避難訓練を実施している」「施設スタッフを対象に障害者理解の研修・勉強会を行っている」だった。

図表 2-22 障害者利用における施設スタッフの工夫・配慮

		<b>舎計</b> =180)		ライト施設 =71)		社会資源=106)
	N	%	N	%	N	%
1. インテーク(障害の種類、程度などの把握)を行っている	55	30.6	5	7.0	50	47.2
2. 視覚障害者が認識できるように話し方や話す言葉に気を付けている	59	32.8	25	35.2	34	32.1
3. 聴覚障害者に対して、音声/口話/読話/筆談/手話等のコミュニケーション方法を確認している	60	33.3	28	39.4	32	30.2
4. 聴覚障害者と話す際は顔の見える位置でゆっくり話すようにしている	61	33.9	26	36.6	35	33.0
5. 施設内の移動支援が必要な場合は同行している	76	42.2	29	40.8	47	44.3
6. 文字の記入に困っていたら代筆している	89	49.4	41	57.7	48	45.3
7. うまく発音ができない人に対してコミュニケーションの工夫をしている	70	38.9	22	31.0	48	45.3
8. 本人の了解を得た上でドアの開閉や車いす移動、荷物を持つなどの介助をしている	67	37.2	29	40.8	38	35.8
9. 知的障害者に対して、答えやすい質問、分かりやすい説明をゆっくり丁寧にくり返している	80	44.4	29	40.8	51	48.1
10. 知的障害者に対して、支援者がいる場合も必ず本人の意思確認を行っている	49	27.2	15	21.1	34	32.1
11. 主治医の指示を確認している	40	22.2	8	11.3	32	30.2
12. 空いている時間帯や施設スタッフの多い時間帯をお知らせしている	16	8.9	12	16.9	4	3.8
13. 利用者の配慮事項について施設スタッフ間で共有している	84	46.7	31	43.7	53	50.0
14. 障害特性に応じたオリエンテーションを行っている	22	12.2	2	2.8	20	18.9
15. 障害者に対する緊急時の対応をポスター等で掲示している	12	6.7	3	4.2	9	8.5
16. 他の施設利用者に補助犬について周知し、受け入れへの理解を求めている	14	7.8	9	12.7	5	4.7
17. 施設巡回で困っている人を見つけたらコミュニケーションをとっている	77	42.8	45	63.4	32	30.2
18. 障害者の利用も想定した避難訓練を実施している	55	30.6	9	12.7	46	43.4
19. 施設スタッフを対象に障害者理解の研修・勉強会を行っている	74	41.1	22	31.0	52	49.1
20. 利用者が気軽に質問できるよう施設スタッフを対象に目配り、気配り、声掛けの指導を行っている	66	36.7	27	38.0	39	36.8
21. その他	6	3.3	4	5.6	2	1.9
22. あてはまるものはない	8	4.4	5	7.0	3	2.8

#### (14)障害者の利用促進にあたっての不安・懸念点

障害者の利用促進にあたって不安や懸念点等の課題についてみると、サテライト施設では「障害者用のスポーツ用具がない」が 43.7%と最も多く、ついで「障害の知識を持ったスタッフがいない」 (39.4%)、「障害者へのスポーツ指導方法が分からない」(32.4%)が続く(図表 2-23)。既存の社会資源では「障害者用のスポーツ用具がない」が 23.6%と最も多く、ついで「施設がバリアフリーではない」(18.9%)が続く。「利用時に困ったことはない」は、サテライト施設が 7.0%だったのに対し、既存の社会資源では 18.9%だった。

図表 2-23 障害者利用促進にあたっての不安・懸念点

	合計 (N=180)		サテライト施設 (N=71)			社会資源=106)
	N	%	N	%	N	%
1. 施設がバリアフリーではない	42	23.3	22	31.0	20	18.9
2. 障害の知識を持ったスタッフがいない	41	22.8	28	39.4	12	11.3
3. 事故発生時の対応方法が分からない/安全確保に不安がある	33	18.3	18	25.4	15	14.2
4. 障害者を対象とした事業やプログラムの実施方法が分からない	21	11.7	10	14.1	11	10.4
5. 障害者のニーズがあるかわからない	30	16.7	13	18.3	17	16.0
6. 障害者への周知方法が分からない	17	9.4	10	14.1	7	6.6
7. 障害者用のスポーツ用具がない	56	31.1	31	43.7	25	23.6
8. 障害者へのスポーツ指導方法が分からない	40	22.2	23	32.4	17	16.0
9. その他	7	3.9	3	4.2	4	3.8
10. 利用時に困ったことはない	25	13.9	5	7.0	20	18.9

#### (15)東京都障害者総合スポーツセンターの認知度

東京都障害者総合スポーツセンターの認知度についてみると、サテライト施設では 47.1%、既存の社会資源では 56.0% が知っていた(図表 2-24)。ハブ施設別にみると、東京都障害者総合スポーツセンターをハブ施設と想定している施設では 54.2% だった。

東京都障害者総合スポーツセンターの利用状況についてみると、「利用したことはない」が最も多く、サテライト施設では57.6%、既存の社会資源では73.2%が利用したことはなかった(図表 2-25)。ハブ施設別にみると、東京都障害者総合スポーツセンターをハブ施設と想定している施設では65.5%が利用したことはなかった。

図表 2-24 東京都障害者総合スポーツセンターの認知度(施設形態別/ハブ施設別)

	合計 (N=173)					施設刑	形態別			ハブカ	<b>を設別</b>	
					サテライト施設 (N=70)		既存の社会資源 (N=100)		総合SC (N=107)		多摩SC (N=63)	
	N	%	N	%	N	%	Ν	%	Ν	%		
東京都障害者総合スポーツセンターを知っている	90	52.0	33	47.1	56	56.0	58	54.2	31	49.2		
東京都障害者総合スポーツセンターを知らない	83	48.0	37	52.9	44	44.0	49	45.8	32	50.8		

図表 2-25 東京都障害者総合スポーツセンターの利用状況(施設形態別/ハブ施設別)

	合計 (N=90)		施設形態別			ハブ施設別				
						ライト施設 =33)		の社会資 源 =56)		合SC =58)
	N	%	N	%	Ν	%	Z	%	Ν	%
1. 貴施設の実施プログラムの会場として利用したことがある	7	7.8	2	6.1	5	8.9	6	10.3	1	3.2
2. 施設の実施プログラムにスポーツセンタースタッフが サポートに来たことがある	5	5.6	4	12.1	1	1.8	5	8.6	0	0.0
3. 貴施設の実施プログラムでの障害者の受入について相談したことがある	2	2.2	2	6.1	0	0.0	2	3.4	0	0.0
4. スポーツセンターの利用方法について問い合わせを したことがある	6	6.7	1	3.0	5	8.9	5	8.6	1	3.2
5. スポーツセンタースタッフの派遣について問い合わせをしたことがある	3	3.3	2	6.1	1	1.8	1	1.7	0	0.0
6. 貴施設の利用者にスポーツセンターを紹介したことがある	9	10.0	4	12.1	5	8.9	6	10.3	3	9.7
7. 障害者スポーツ全般に関するアドバイスを受けたことがある(選択肢3~6を除く)	4	4.4	2	6.1	2	3.6	3	5.2	1	3.2
8. その他	6	6.7	5	15.2	1	1.8	4	6.9	2	6.5
9. 利用したことはない	61	67.8	19	57.6	41	73.2	38	65.5	22	71.0

#### (16)東京都多摩障害者スポーツセンターの認知度

東京都多摩障害者スポーツセンターの認知度についてみると、サテライト施設では 32.9%、既存の社会資源では 45.5% が知っていた(図表 2-26)。ハブ施設別にみると、東京都多摩障害者スポーツセンターをハブ施設と想定している施設では 63.5% だった。

東京都多摩障害者スポーツセンターの利用状況についてみると、「利用したことはない」が最も多く、サテライト施設では 65.2%、既存の社会資源では 68.9%が利用したことはなかった(図表 2-27 ●)。ハブ施設別にみると、多摩障害者スポーツセンターをハブ施設と想定している施設では 57.5%が利用したことはなかった。

図表 2-26 東京都多摩障害者スポーツセンターの認知度(施設形態別/ハブ施設別)

	合計 (N=171)					施設开	形態別			ハブカ	施設別	
					サテライト施設 (N=70)		既存の社会資源 (N=99)		総合SC (N=106)		多摩SC (N=63)	
	N	%	N	%	N	%	Ζ	%	N	%		
東京都多摩障害者スポーツセンターを知っている	68	39.8	23	32.9	45	45.5	28	26.4	40	63.5		
東京都多摩障害者スポーツセンターを知らない	103	60.2	47	67.1	54	54.5	78	73.6	23	36.5		

図表 2-26 東京都多摩障害者スポーツセンターの利用状況(施設形態別/ハブ施設別)

	合計 (N=68)			施設开	態別			ハブカ	<b>を設別</b>	
						ライト施設 =23)		の社会資 源 =45)		合SC =28)
	N	%	N	%	N	%	N	%	Ν	%
1. 貴施設の実施プログラムの会場として利用したことがある	5	7.4	0	0.0	5	11.1	1	3.6	4	10.0
2. 施設の実施プログラムにスポーツセンタースタッフがサポートに来たことがある	3	4.4	0	0.0	3	6.7	1	3.6	2	5.0
3. 貴施設の実施プログラムでの障害者の受入について相談したことがある	4	5.9	1	4.3	3	6.7	0	0.0	4	10.0
4. スポーツセンターの利用方法について問い合わせを したことがある	8	11.8	1	4.3	7	15.6	2	7.1	6	15.0
5. スポーツセンタースタッフの派遣について問い合わ せをしたことがある	3	4.4	1	4.3	2	4.4	0	0.0	3	7.5
6. 貴施設の利用者にスポーツセンターを紹介したことがある	10	14.7	2	8.7	8	17.8	2	7.1	8	20.0
7. 障害者スポーツ全般に関するアドバイスを受けたことがある(選択肢3~6を除く)	4	5.9	1	4.3	3	6.7	0	0.0	4	10.0
8. その他	8	11.8	3	13.0	5	11.1	2	7.1	6	15.0
9. 利用したことはない	46	67.6	15	65.2	31	68.9	23	82.1	23	57.5

#### (17)障害者スポーツセンターとの連携・協働に向けて重要なこと

障害者の運動・スポーツ促進のために、障害者スポーツセンターとの連携・協働に向けて重要なことについてみると、サテライト施設では「障害の種類・程度、目的に応じてスポーツができる安心・安全な環境整備(器具・設備等)」が56.3%と最も多く、ついで「障害の種類・程度、目的に応じたスポーツ事業の実施支援や相談」(49.3%)、「専門職による、貴施設スタッフへの資質向上のため人材育成支援」(45.1%)が続く(図表2-28)。既存の社会資源では、「障害の種類・程度、目的に応じたスポーツ支援・指導ができる専門職の派遣」が44.3%と最も多く、「障害の種類・程度、目的に応じてスポーツ支援・指導ができる専門職の派遣」が44.3%と最も多く、「障害の種類・程度、目的に応じてスポーツができる安心・安全な環境整備(器具・設備等)」(43.4%)、「障害者スポーツセンターが実施する多様なプログラムの情報提供、周知啓発」(38.7%)が続く。

図表 2-28 障害者スポーツセンターとの連携・協働に向けて重要なこと

	(1)	合計 (N=180)				既存の社会資源 (N=106)	
	Z	%	Ν	%	Ν	%	
1. 障害の種類・程度、目的に応じてスポーツができる安心・安全な環境整備(器具・設備等)	88	48.9	40	56.3	46	43.4	
2. 障害の種類・程度、目的に応じたスポーツ用具の貸出	64	35.6	24	33.8	39	36.8	
3. 障害の種類・程度、目的に応じたスポーツ支援・指導ができる専門職の派遣	78	43.3	31	43.7	47	44.3	
4. 障害の種類・程度、目的に応じたスポーツ事業の実施支援や相談	68	37.8	35	49.3	33	31.1	
5. 専門職による、貴施設スタッフへの資質向上のため人材育成支援	52	28.9	32	45.1	19	17.9	
6. 障害者スポーツセンターが実施する多様なプログラムの情報提供、周知啓発	66	36.7	25	35.2	41	38.7	
7. 障害者のスポーツ環境整備のための地域ネットワーク構築の主体的役割	44	24.4	17	23.9	26	24.5	
8. 障害者スポーツセンターと連携・協働する必要はない	20	11.1	2	2.8	16	15.1	

#### (18)障害者の利用において連携・協働している施設・組織

障害者の利用について、事業協力や情報交換などで連携・協働している施設・組織等についてみると、サテライト施設、既存の社会資源ともに「行政(区市町村)」が最も多く、サテライト施設で42.3%、既存の社会資源で46.2%だった(図表 2-29)。既存の社会資源では「行政(区市町村)」に加えて、「特別支援学校・特別支援学級」(29.2%)、「社会福祉協議会」(24.5%)、「放課後等デイサービス事業者」(23.6%)が続く。「連携・協働している施設や組織はない」は、サテライト施設では26.8%、既存の社会資源では10.4%だった。

図表 2-29 障害者の利用について事業協力・情報交換などの連携・協働している施設・組織

		合計 =180)		ライト施設 N=71)		)社会資源 =106)
	N	%	N	%	N	%
1. 東京都障害者総合スポーツセンター	4	2.2	3	4.2	1	0.9
2. 東京都多摩障害者スポーツセンター	5	2.8	3	4.2	2	1.9
3. 行政(区市町村)	79	43.9	30	42.3	49	46.2
4. 公共スポーツ施設	16	8.9	9	12.7	7	6.6
5. 民間スポーツクラブ	6	3.3	5	7.0	1	0.9
6. 小·中·高校(一般校)	19	10.6	4	5.6	15	14.2
7. 特別支援学校·特別支援学級	37	20.6	6	8.5	31	29.2
8. 社会福祉協議会	33	18.3	7	9.9	26	24.5
9. 当事者団体(身体障害者福祉協会等含む)	21	11.7	9	12.7	12	11.3
10. 手を繋ぐ育成会・親の会	19	10.6	1	1.4	18	17.0
11. 障害者福祉センター	21	11.7	6	8.5	15	14.2
12. 児童発達支援センター	22	12.2	2	2.8	20	18.9
13. 放課後等デイサービス事業者	29	16.1	4	5.6	25	23.6
14. 入所施設·通所施設	26	14.4	4	5.6	22	20.8
15. 公民館・生涯学習センター・学習館・児童館	23	12.8	9	12.7	14	13.2
18. 連携・協働している施設や組織はない	30	16.7	19	26.8	11	10.4

#### 2. 障害者専用スポーツ施設のあり方

## ~障害者のスポーツ推進の中核拠点としての役割を果たすために~

東京都障害者スポーツ協会が指定管理者として運営する東京都障害者総合スポーツセンターと 東京都多摩障害者スポーツセンターの役職員との議論を経て、障害者専用スポーツ施設のあり方を 5項目に定義した。

- 1) 障害の種類・程度、利用の目的などに応じてスポーツができる設備・用具がある:安心・安全をハード面で保障
- 2) 障害の種類・程度、利用の目的などに応じて日常的にスポーツ支援・指導ができる専門職がいる:安心・安全をソフト面で保障
- 3) 多様な活動機会を通じて、ささえる人材の育成・養成・実践の場を提供する
- 4) 障害の種類・程度・利用の目的などに応じた個別相談・インテーク、スポーツ教室、大会など多様なプログラムを実施する
- 5) 関係機関・団体と連携・協働し、地域におけるネットワーク構築の主体的な役割を担い、スポーツ環境を整備する

#### 以下に5項目の定義の詳細を示す。

1) 障害の種類・程度、利用の目的などに応じてスポーツができる設備・用具がある:安心・安全をハード面で保障

#### 〈館内のユニバーサルデザイン〉

① 「使いやすさ」「分かりやすさ」に配慮した設備、見えやすさや居心地の良さまでを考えた壁・床・点字ブロックなどの色合いの工夫。

#### 〈スポーツ用具〉

- ② 障害者スポーツ特有の用具を一定以上に備えており、利用者の障害特性やニーズに合った 用具を提供する。
- 2) 障害の種類・程度、目的などに応じて日常的にスポーツ支援・指導ができる専門職がいる(安心・安全をソフト面で保障する)

#### 〈専門職〉

- ① 安心、安全なスポーツ活動を提供できる専門職が常駐している。
- ② いつ来ても、一人で来てもスポーツの楽しみ方を提案でき、利用者のレベルや志向に合わせた技術指導など、幅広いスポーツ支援・指導ができる。
- ③ 利用者が運動・スポーツを楽しむために必要な練習相手を務めることができる。
- 3) 多様な活動機会を通じて、ささえる人材の育成・養成・実践の場を提供する 〈ささえる人材の育成・養成・実践〉
  - ① 体験会や交流事業を通して、スポーツ活動をささえる人材(理解者)を育成する。
  - ② 講習会や研修会を通して、スポーツ活動をささえる人材(指導者)を養成する。

- ③ 施設が主催する事業の運営補助の場を提供し、ささえる人材としての指導者の立ち振舞い や障害特性などに応じた指導技術の習得を支援する。
- 4) 障害の種類・程度・目的などに応じたインテーク・個別相談、スポーツ教室、大会など多様なプログラムを実施する

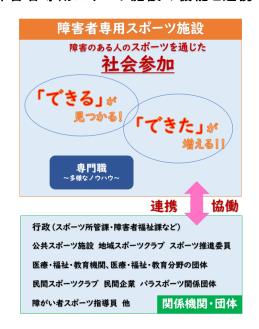
〈個別相談・スポーツ教室・大会〉

- ① 丁寧なインテークと必要に応じた個別支援を通じて不安を解消し、利用者のやりたい思いを 見つける。
- ② スポーツ種目、競技レベル、障害の種類・程度、年齢などに応じた多種多様な事業を開催する。
- ③ 障害のある人とない人、障害の種類や程度が異なる人など、あらゆる人に、スポーツを通じた 相互理解の場を創出する。
- ④ 日頃の練習成果を発揮できる場を提供する。
- 5) 関係機関・団体と連携・協働し、地域におけるネットワーク構築の主体的な役割を担い、スポーツ環境を整備する

〈共生社会実現に向けた地域ネットワーク構築〉

- ① 地域のスポーツ関係機関、教育機関、障害福祉団体などからの依頼に対して、事業成功に 向けた助言やアウトリーチ、支援を提供する。
- ② 障害のある人のスポーツ活動における専門的な相談窓口としての役割を担う。
- ③ 各地域の関係機関・団体との連携・協働の強化に向けて主体的役割を担う。

図表 3-1 障害者専用スポーツ施設の機能と連携・協働のイメージ



3. 障害者専用スポーツ施設における専門職のあり方 ~ 障害者のスポーツとの出会いや活動の充実に寄り添えるキーマンとしての期待~

東京都障害者スポーツ協会が指定管理者として運営する東京都障害者総合スポーツセンターと 東京都多摩障害者スポーツセンターの役職員との議論を経て、障害者専用スポーツ施設における 専門職のあり方として、専門職が備えるべき能力を3つにまとめた。

1) 支援力·指導力

障害の種類・程度、利用の目的などを問わず、一人ひとりに向き合いスポーツ支援・指導ができる

2) 想像力·創造力

各施設や場所の特色を理解し、障害者のスポーツ環境を整えることができる

3) 発信力·調整力·情報収集力

障害者スポーツに関する情報を発信し、地域の関係機関・団体をつなげることができる

以下に3つの能力の詳細を示す。

- 1) 支援力・指導力
  - ① 活動場面の危険を予測し、安心してスポーツができるように安全を最優先した助言ができる。
  - ② 個々の障害特性や目的に応じて、きめ細かなスポーツ支援・指導ができる
- 2) 創造力・創造力
  - ① 障害者専用スポーツ施設内の活動のみならず、いかなるスポーツ場面においても、既存の 用具の使い方やルールの緩和、指導方法などを障害特性に合わせて工夫することで、利用 者にとって最適なスポーツ環境を整えることができる
- 3) 発信力·調整力·情報収集力
  - ① 専門知識や過去の指導経験に加え、全国のスポーツ・障害者スポーツ関係機関・団体との 連携・協働から得た先進性・新規性の高い情報を発信し、各地域のスポーツ振興に還元す ることができる。
  - ② 地域のスポーツ推進のために多様な関係機関・団体を繋ぎ、助言ができる。

図表 3-2 障害者専用スポーツ施設における専門職のスキルイメージ



#### 【具体例】

- 1) 支援力・指導力
  - A) 発語でのコミュニケーションが困難な人に対して、会話のペースに合わせ、互いに意思疎通が図れているか、しっかり確認しながら、本人の思いに寄り添った支援・指導ができる。
  - B) 何ができるか見つからない重度の肢体不自由者に対して、身体の状態や医師からの助言を ふまえ、間接の可動域や筋力などの障害の状況を把握したうえで、水中での運動やトランポ リン・バランスボールなどを使用した運動を提案できる。
  - C) プールで泳ぎたい視覚障害者に対して、障害特性を考慮した泳力向上の指導ができ、泳ぎ 方や泳ぐスピードなどに配慮したコース案内などにより、徹底した安全管理ができる。
  - D) 肢体不自由で握力が無い中でラケット競技に挑戦したい人に対して、ラケットをバンドで固定するなど、身体の状態にあったアプローチができる。ボールの打ち方やスイングも軽いボールや風船等を取り入れて楽しみながら習熟度に合わせた支援・指導ができる。
  - E) 障害のある家族と日常的にスポーツに取り組みたいと考えている人に対して、当事者に加えて、ささえる人も一緒に楽しめる「生涯スポーツ」の種目や実施方法を提案し、支援・指導ができる。

#### 2) 想像力・創造力

- A) 障害の有無に関わらず、みんなでスポーツを楽しめるように、既存のルールに捉われない方 法や用具の工夫を提案し、スポーツを通じて相互理解が図れる場を作ることができる。
- B) 身近なものを工夫して安全にスポーツするためのノウハウの共有や、自宅で実施可能なプログラムの紹介ができる。
- C) 一般のスポーツ施設を障害者も安心して利用できるように、施設にある既存の器具やマシーン等に対して安全面・運営面等に配慮した工夫やアイデア(ランニングマシーンに伴走紐をつける〈視覚障害〉、色の違いやイラストを用いて使用方法をわかりやすくする〈知的障害〉など)を提案できる。
- D) 知的障害があり、ルールの理解が難しい場合にはイラストや記号等を使ってルールの理解を 促す。集団行動が苦手な場合には、社会性が身に付くよう意識した声掛けができる。

#### 3) 発信力・調整力・情報収集力

- A) 一人で活動している利用者に対して、興味のある運動・スポーツ教室やクラブ活動を紹介して、スポーツを通じた居場所となり得る機会を提供することができる。
- B) 特別支援学校など、学校の活動で利用している利用者が、卒業後も継続してスポーツができるように、スポーツの実施頻度や障害の状況を確認し、スポーツセンターの利用や運動・スポーツ教室への参加、大会への出場などを促し、地域でのスポーツ機会を提案できる。
- C) 障害者スポーツをささえる人に対して、講習会や体験会等を通して、支援するうえで必要な知識や技術を教えることができる。
- D) 地域のより良い環境整備に向けて、行政や福祉施設などの関係機関・組織と情報交換を 行い、ニーズに応じた情報を提供できる。

#### Ⅳ. まとめと考察

本研究では、地域の障害児・者が身近な地域で運動・スポーツに親しめる環境整備に向けての効果的施策や取り組みを検討するため、拠点となる障害者スポーツセンターの役割と備えるべき機能、および一般の公共スポーツ施設、既存の社会資源の役割と備えるべき機能について、事例研究として東京都内の施設を対象に実態を明らかにした。

施設のネットワーク化に向けて、東京都内の東京都障害者総合スポーツセンター(以下、総合 SC) と東京都多摩障害者スポーツセンター(以下、多摩 SC)をそれぞれハブ施設と定義し、その周辺の 10 自治体を対象地域として、サテライト施設、既存の社会資源を抽出した。総合 SC(ハブ施設)に おけるサテライト施設は 107 施設、既存の社会資源は 220 施設、多摩 SC(ハブ施設)におけるサテ ライト施設は 38 施設、既存の社会資源は 217 施設であった。「サテライト施設、既存の社会資源の 潜在的ニーズ調査」の調査結果をもとに、施設ネットワーク化に向けての現状と課題について概観す る。

#### ●施設概要

ハード面でみると、サテライト施設においては、「トレーニング室」「体育館・体育室」「プール」「グラウンド」「テニスコート」が約4割の施設にあった。既存の社会資源では運動・スポーツ関連の付帯施設はほとんどなく、「体育館・体育室」が約1割だった。既存の社会資源で運動スポーツに活用されている付帯施設は、「多目的室」「プレイルーム・遊戯室」が約1割、運動スポーツに活用されていない付帯施設は「多目的室」「プレイルール・遊戯室」「機能訓練室/社会適応室」が約1割だった。ハブ施設がサテライト施設、既存の社会資源の付帯施設を一元化して管理することで、地域における効率的な施設運用に繋がる。

ソフト面でみると、日本パラスポーツ協会公認「初級障がい者スポーツ指導員」の資格保有者のいる施設の割合は、サテライト施設、既存の社会資源あわせて16.3%であり、8割以上の施設では、障害者スポーツ指導に関する資格保有者はいなかった。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が2021年5月に一部改正され、これまで民間事業者では努力義務であった「合理的配慮の不提供の禁止」が法的義務に変更されることになり、サテライト施設、既存の社会資源においても、障害者の受け入れが進むことが予想される。こうした施設でスポーツ指導員の資格保有者を増やすことは障害者の受け入れに有効であり、その確保が課題である。

#### ●利用実態

障害者の利用状況をみると、「障害者の利用があり、利用者数を把握している」サテライト施設は約2割、既存の社会資源は約6割だった。「障害者の利用はあるが、利用者数は把握していない」サテライト施設は約6割、既存の社会資源は約4割だった。障害者の施設利用は認識していながら、具体的な利用者数までは把握していない施設が多かった。施設を管理する行政の所管部署はスポーツ関連部署、障害者福祉/社会福祉関連部署、公園緑地関連部署、社会教育関連部署、地域振興部署など多岐に渡る。行政の施設管理情報の一元化により利用者を把握することは、具体的な施策を検討するうえでは欠かせないデータになるだろう。

実施種目をみると、サテライト施設では水泳、水中運動、卓球、ボッチャ、車いすバスケットボールが上位であった。既存の社会資源では、散歩(ぶらぶら歩き)、体操(軽い体操、ラジオ体操)、健康体操、ヨーガ、ボッチャ、ウォーキングなどが上位を占めた。サテライト施設、既存の社会資源の付帯施設の設置状況にも関わってくるが、ハブ施設がサテライト施設、既存の社会資源の付帯施設を一元管理するなかで、実施種目のすみ分けも可能になる。ボッチャは全施設で実施できることからも人

気が高く、きっかけづくりに効果的である。障害のある人、ない人が一緒にやる機会を、ボッチャを通して、各施設が提供するサービスとして準備しておくことも一案だろう。

#### ●実施事業

主催事業をみると、「運動スポーツ教室」においては、サテライト施設の約7割、既存の社会資源の約2割が実施していた。「スポーツ大会・イベント」においては、サテライト施設の約半数、既存の社会資源の約1割で実施していた。「巡回運動・スポーツ教室」はサテライト施設、既存の社会資源ともに、ほとんど実施していなかった。いずれの事業も実施していないのは、サテライト施設の約2割、既存の社会資源の約6割だった。これらの結果から、各施設の役割が明確になった。ハブ施設は運動・スポーツ教室、障害者対象のスポーツ大会・イベント、巡回運動・スポーツ教室を開催する。サテライト施設は運動・スポーツ教室の開催と巡回運動・スポーツ教室のハブ施設からの受入、障害の有無にかかわらず誰でも参加できるスポーツ大会・イベントを開催する。既存の社会資源は、ハブ施設からの巡回運動・スポーツ教室の受入を行うことで、継続的な機会確保を実現される。

#### ●工夫·配慮

ハード面でみると、施設備品や備品等での工夫や配慮は、全般的に既存の社会資源と比べると、 サテライト施設の方が実施している項目が多かった。

ソフト面でみると、施設スタッフの工夫や配慮は、全般的にサテライト施設と比べると、既存の社会 資源の方が実施している項目が多かった。

不安や懸念点については、全般的に既存の社会資源よりもサテライト施設の方が不安や懸念点が多く、特にサテライト施設では、「障害者用のスポーツ用具がない」「障害の知識を持ったスタッフがいない」「施設がバリアフリーではない」など、ハード、ソフト両面において不安を持っていた。

#### ●障害者スポーツセンターとの連携協働

ハブ施設との連携・協働に向けて重要なことは、サテライト施設、既存の社会資源いずれにおいもて、安全・安心な環境整備(器具・設備等)であった。サテライト施設は、スポーツ事業の実施支援や相談、施設スタッフの資質向上に向けた人材育成支援がハブ施設との連携・協働では重要であることがわかった。既存の社会資源では、スポーツ支援・指導ができる専門職の派遣、プログラムの情報提供、周知啓発などをハブ施設との連携・協働で重要だと考えていた。

現在、連携・協働している施設・組織では、サテライト施設においては行政との連携・協働が約 4 割と最も多く、連携・協働している施設や組織がないのが約 4 分の 1 だった。既存の社会資源は約半数が行政、約 3 割が特別支援学校・特別支援学級、約 4 分の 1 が社会福祉協議会、連携・協働している施設や組織がないのが約 1 割だった。

例えば、総合 SC のサテライト施設にあたる江東区深川北スポーツセンターでは、総合 SC に事業の企画立案を相談し、実際に障害のある人とない人が一緒に楽しむバドミントン教室を開催した。さらには職員研修会を実施し、職員の障害者スポーツに関する知見や資質向上に繋がった。多摩 SC の既存の社会資源にあたる小平市福祉センターでは、多摩 SC と小平市社会福祉協議会が協働で、ショートテニスやボッチャ、ラージボール卓球などの教室を開始し、そうした教室事業にスポーツ推進委員やスポーツボランティアが参画することを通じて人材育成を行った。

ハブ施設、サテライト施設、既存の社会資源の施設ネットワーク化は、こうした好事例を増やしつつ、新たに直面する課題に対しても検証を行いより良い解決策を導き出しながら、ハブ施設が中心となりノウハウを共有して場の創出を続けていくことが重要になるだろう。

#### Ⅴ. 提言

本研究では、障害者のスポーツ環境整備のハブとなる障害者専用スポーツ施設(ハブ施設)に求められる役割・機能と、施設で働く専門職が備えるべき能力を整理した。

ハブ施設との連携には地域の社会資源が欠かせないことから、ここでは、地域の社会資源を「サテライト施設」「既存の社会資源」と定義し、より多くの障害者がスポーツに親しめるように、東京都の事例調査の結果を踏まえて、施設に求められる役割を検討した。サテライト施設と既存の社会資源の定義は以下の通りである。

- ●サテライト施設:障害者優先スポーツ施設、その他の公共スポーツ施設
- ●既存の社会資源:公民館、福祉施設、特別支援学校や一般校など

障害者のスポーツ活動推進に関わる5つの主な事業・機能について、それぞれの施設に求められる役割を以下に示す。

#### 1. 運動・スポーツ相談【ハブ施設】

<u>障害者が運動・スポーツを新たに始めたい、または再開したい時、障害の種類や程度と本人のニーズを踏まえて、適した種目や活動を紹介する機能</u>

重度障害者が安全にスポーツをする際、医師や理学療法士などの専門家の知見が必要な場合があることから、ハブ施設では必須要件となる。一方、サテライト施設や既存の社会資源では、運動・スポーツを始めたい障害者(または、その家族)から相談を受けた際、当事者の安全なスポーツ活動に不安がある場合、連携するハブ施設から気軽に助言が得られるようにしておく必要がある。

2. スポーツ教室【ハブ施設】【サテライト施設】【既存の社会資源】

種目別、レベル別、障害種別など、指導者のもとで目的や対象に合わせて実施されるスポーツ教室

ハブ施設では、経験豊富な専門職が複数配置されているため、さまざまな種目で、初心者向けから、中・上級者向けの教室が提供できる。重度障害者向けの水泳教室などは、施設とスタッフが充実したハブ施設ならではの教室と言える。サテライト施設や既存の社会資源でも、日本パラスポーツ協会公認の障がい者スポーツ指導員資格を持つ施設職員や障害者スポーツ指導者協議会から派遣される指導者等により、種目別の障害者スポーツ教室や、障害の有無に関わらず誰もが参加できるスポーツ教室などを開催するケースが増えつつある。ハブ施設利用者の中には、身近な公共スポーツ施設等に活動の場がないために、長時間掛けてハブ施設に通っている障害者もいる。サテライト施設や既存の社会資源で、障害者が参加できるプログラムが充実すれば、障害者が自宅により近いところで、スポーツに親しむことができるようになる。

3. クラブ・サークル活動支援【ハブ施設】【サテライト施設】【既存の社会資源】 主に障害者やその家族からなる種目別、障害の種類別のクラブやサークル

ハブ施設では、スポーツ教室参加者の自立を促すため、サークル設立を支援することが求められる。さらに、サークル活動団体がハブ施設以外の施設でも活動できるよう支援すれば、身近な地域における障害者のスポーツの場の充実に繋がる。サテライト施設や既存の社会資源において、障害者のクラブ・サークルの団体利用は限られている。障害者向けのスポーツ教室を実施している施設は、教室参加者(過去の参加者を含む)にクラブ・サークルの設立を働きかけることが期待される。

4. 大会・イベント・体験会【ハブ施設】【サテライト施設】

障害者の種目別競技大会や障害のある人とない人が競い合う交流大会、障害のない人も参加

#### できる障害者スポーツ体験会など

施設を使用しないウォーキングイベントなどの例外はあるが、一度に多くの人が集まり、初めての施設利用者を含む参加者の安全確保が必要なことから、施設や運営スタッフの充実したハブ施設やサテライト施設での開催が基本となる。多くは、年に数回に限られるが、イベントをきっかけに、新たに施設でスポーツを始める障害者の増加を狙って、障害者向けのスポーツ教室やトレーニング室の利用者講習会と結び付けることが求められる。

#### 5. 講習会・研修会【ハブ施設】【サテライト施設】

障害者のスポーツ活動現場をささえる人材の育成を目的とした講習会・研修会

ハブ施設や一部のサテライト施設では、日本パラスポーツ協会公認の障がい者スポーツ指導 員の養成講習会が開催されている(自治体が主催している場合を含む)。このほか、サテライト施 設の中には、施設や自治体が主催し、障害者のスポーツ指導や、障害者のスポーツ活動のサポ ート役を担う人材を育成する独自の研修会を行っているところもある。スポーツ種目の指導が難し くても、スポーツ教室の運営を補助する立場で、障害者のスポーツ活動支援に貢献できる人材を 確保する取り組みが期待される。

以上の5つの主要事業以外にも地域性、行政や施設のビジョン、目的に応じて実施される事業は多様である(図表 4-1)。そうした施設や地域の特性を生かした事業を実施していくには、地域団体・組織との連携はもとより、医療団体・組織との連携が重要になる。地域団体では自治体、障害者福祉センター、公共スポーツ施設等との具体的な連携に加えて、地域のコミュニティづくりのために貢献していくのもハブ施設に求められる責務と言えるだろう。医療団体・組織では、病院・施設へのアウトリーチ事業や理学療法士、作業療法士との連携事業の開催が望まれる。

図表 4-1 施設の役割別に求められる障害者のスポーツ推進事業

	【ハブ施設】 障害者専用 スポーツセンター	【サテライト施設】 障害者優先 スポーツ施設 公共スポーツ施設	【既存の社会資源】 公民館、福祉施設、特 別支援学校、一般校等
1. 運動・スポーツ相談	0		
障害者が運動・スポーツを新たに始めたい、 または再開した時、障害の種類や程度と本人 のニーズを踏まえて、適した種目や活動を紹 介する機能	医師や理学療法士によるスポーツ医事相談、 運動相談など	ハブ施設からの助言	ハブ施設からの助言
2. スポーツ教室	0	0	0
種目別、レベル別、障害種別など、指導者の もとで目的や対象に合わせて実施されるス ポーツの教室	初心者向け、中・上級 向け教室、種目別教 室、重度障害者向け教 室等	初心者向け教室、種目 別教室、障害の有無に かかわらず、誰もが参 加できる運動・スポー ツ教室	初心者向け教室、種目 別教室、障害の有無に かかわらず、誰もが参 加できる運動・スポー ツ教室
3. クラブ・サークル活動支援	0	0	0
主に障害者やその家族からなる種目別、障害 種別のクラブやサークル	サークル設立支援、 サークルの地域移行 (サテライト施設等利 用)支援	サークル設立支援(教 室参加者への働きか け)	サークル設立支援(教室参加者への働きかけ)
4. 大会・イベント・体験会	0	0	
障害者の種目別競技大会や障害のある人とない人が競い合う交流大会、障害のない人も参加できる障害者スポーツの体験会など	大会・イベント・体験 会の主催	大会・イベント・体験 会の主催・共催	
5. 講習会・研修会	0	0	
障害者のスポーツ活動現場をささえる人材の 育成を目的とした講習会・研修会	指導者養成講習会、独 自の人材育成研修会の 主催	指導者養成講習会、独 自の人材育成研修会の 主催・共催	

◎必須要件 ○任意要件

障害者のニーズや目的に応じて、施設に求められる役割、提供サービスは異なるため、ハブ施設、サテライト施設、既存の社会資源での事業、提供サービスのすみ分けが必要となる。すみ分けするうえで考慮すべき視点が障害の程度に応じたサービス、スポーツの志向(専門性)に応じたサービス、スムーズな地域移行である。スポーツに触れるきっかけは、人によって異なるため、全施設がスポーツへの入口になる可能性は常に意識しておく必要があるだろう。各施設からの移動のタイミングはネットワーク化において欠かせない視点であり、①競技力向上②地域移行③障害の重度・重複化、の3つタイミングで施設を移動する可能性が高まる(図表 4-2)。

#### 1. 競技力向上

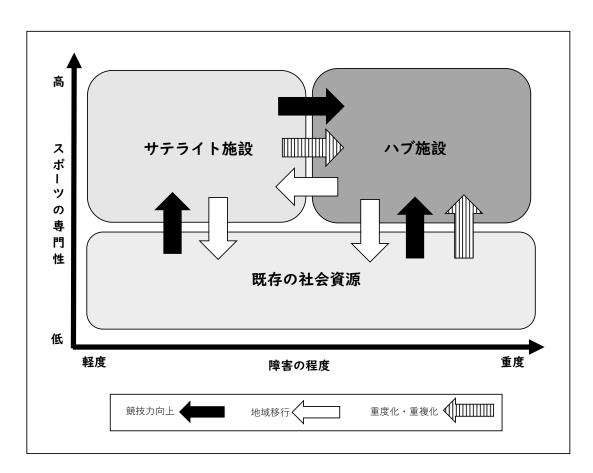
主なパスは、既存の社会資源→サテライト施設、既存の社会資源→ハブ施設、サテライト施設→ハブ施設の3つが考えられる。

#### 2. 地域移行

まずは、地域の障害者スポーツの拠点により付帯施設が充実し、専門職も常に配置されているハブ施設でスポーツの楽しさや方法について実践して習得していく。その後、身近な地域で過ごすために近隣のサテライト施設や既存の社会資源に移行する。徐々に活動場所を移行していく主なパスは、ハブ施設→サテライト施設、サテライト施設→既存の社会資源、ハブ施設→既存の社会資源である。

#### 3. 障害の重度・重複化

加齢や症状の変化で、これまでよりも障害の重度化や重複化で、日常的にスポーツをする際には、 専門家のいる施設、付帯施設が充実している施設で活動することが安全・安心に行われる。



図表 4-2 ハブ施設・サテライト施設・既存の社会資源における主な移行パス

#### WI. 参考資料

SSF「障害者専用・優先スポーツ施設 2021」では、地域の障害児・者のスポーツ環境の整備には、 障害者専用・優先スポーツ施設をはじめとした地域のスポーツ施設のネットワーク化の必要性を政策 提言にまとめた。以下に政策提言の内容を紹介する。

#### 【提言】地域のスポーツ施設のネットワーク化

内閣府「令和 3 年版 障害者白書」(2021)によると、我が国の身体障害児・者は約 436 万人、知的障害児・者は約 109.4 万人、精神障害者は 419.3 万人で、合計すると約 964.7 万人となっている。現在、JPSA 公認「障がい者スポーツ指導員」は、25,950 人 (2021 年 12 月 31 日現在)で、障害児・者が日常的にスポーツをすることを念頭に置くと、スポーツをする際、十分に対応できる体制と人的資源が整備されているとは言い難い。理想は、地域の障害者がスポーツをする際、いつでもどこでもスポーツができる環境を作ることである。個々人でスポーツへの障壁は異なるが、地域との関わりのなかで、既存の社会資源を活用して、当たり前にスポーツに取り組める場(環境)づくりが重要である。本章では、地域の施設をハブ施設、サテライト施設、既存の社会資源の 3 タイプに分類しネットワークを構築していくことを提案する(図表 5-1)。

#### ① ハブ施設

<u>障害の程度が軽度から重度まで、スポーツの競技性や志向に至るまで、多種多様なニーズに対</u>応できる専門家を有している施設をハブ施設と定義する。

具体的には JPSA「障がい者スポーツセンター協議会」に加盟している 26 施設を指す。ハブ施設と後述するサテライト施設の統計解析を行い、改めてハブ施設の機能や役割を整理した。ハブ施設ではコロナ禍においても障害者の利用が多く(図表 13-1)、実施事業でもハブ施設の実施率が障害者スポーツ教室、障害者スポーツ大会・イベント、巡回スポーツ教室(出前教室)のいずれにおいてもサテライト施設と比べると有意に高かった(図表 13-2)。さらに、移動支援や同行援護の福祉サービス、日常的な放課後等デイサービスの活動は、9 割以上のハブ施設で利用されており(図表 3-14)、地域の障害者の日常活動の一つとしてハブ施設が組み込まれていることが推察できる。有給・有償のスポーツ指導員では、ハブ施設の平均指導者数は 26.4 人(24 施設)で、サテライト施設の平均指導者数 3.4 人を大きく上回り、有資格者数でも日本パラスポーツ協会公認の初級・中級・上級のいずれの「障がい者スポーツ指導員」においてもハブ施設の指導者数が有意に高かった(図表 3-14)。これらの結果からも、ハブ施設が地域の障害者スポーツにおけるハブ機能を備えていることが確認できた。これまで以上にハブ施設としての存在価値を高め、地域のサテライト施設や既存施設との密接な関係を築いていくことが重要になる。現在、ハブ施設は 18 都府県にしかない。身近な地域でのスポーツ振興には、少なくとも各都道府県に 1 施設以上のハブ施設があることが理想であり、ハブ機能を備えた施設の増加、いわゆるハブ施設化を促進が期待される。

#### ② サテライト施設

障害者専用・優先スポーツ施設 150 ヵ所のうち、前述のハブ施設を除いた 124 施設と、スポーツ 庁「体育スポーツ施設現況調査」(2019 年)において、公共スポーツ施設とされる「公立社会教育 施設等に付帯するスポーツ施設」(4,630 施設)と「社会教育施設」(46,981 施設)を合わせた 51,611 施設をサテライト施設と定義する。

公共スポーツ施設における障害者の受入れについては、2015年度に東京都オリンピック・パラリン

ピック準備局と公益社団法人東京都障害者スポーツ協会が作成した「誰もが楽しめるスポーツ施設 運営をめざして 障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」(2016年)を皮切りに、2018年度には 埼玉県が「スポーツ施設向け 障害者スポーツ受入マニュアル」(2019年)を作成するなど、各自治 体で公共スポーツ施設における障害者の受入れに目を向けるようになった。背景には障害者差別解 消法(2016年施行、2021年改正)の趣旨に基づき、スポーツ施設管理者に対して、施設における障 害者の利用促進に関する言及が後押しになったことは想像に難くない。前述のハブ施設との情報交 換に加えて、後述する既存の社会資源とのネットワーク構築、情報交換など、地域の障害者スポーツ 環境を整備するうえでは非常に重要な役割を担うことになる。

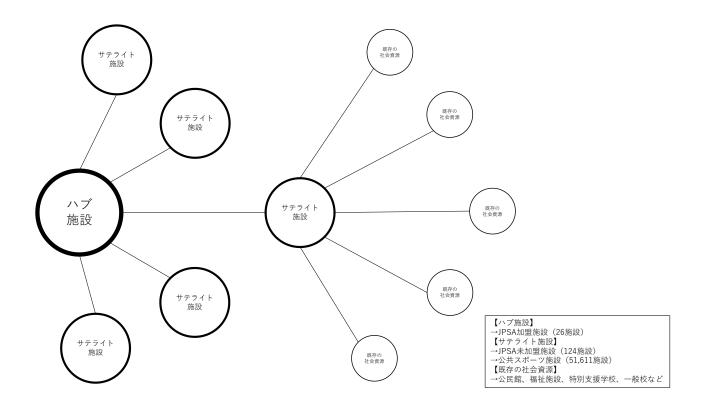
#### ③ 既存の社会資源

# <u>ハブ施設、サテライト施設以外で、すでにスポーツ以外の目的で使用されている公民館や福祉施</u>設、特別支援学校や一般校などを既存の社会資源と定義する。

前述した巡回スポーツ教室(出張教室)では、実施場所として既存の社会資源(公民館、福祉施設、支援学校、一般校)を活用していることがわかった(図表 8-11)。また、笹川スポーツ財団「障害児・者のスポーツライフに関する調査」(2018)において、スポーツ・レクリエーションを実施する場所として、通所介護施設、通所リハビリテーション施設、病院、自宅が多いことも明らかになっている。巡回スポーツ教室(出張教室)、いわゆる「出前教室」の継続的開催を通じて、受入先の施設スタッフと協働して運営することで、"出前"教室から"自前"教室(教室の自主開催)に成熟していく支援にもつながり、既存の社会資源が障害者の居場所に変わっていくことにもなる。現場の参加者ニーズを把握し、現場主導でのクラブ化、拠点化を想定した運営が望まれるが、図表 8-11 で明らかになった通り、巡回スポーツ教室(出前教室)の実施場所として一般校、特別支援学校問わず、学校施設が増加していることがわかり、学校主導でのクラブ化、拠点化が期待される。また、2021年5月に改正された障害者差別解消法では、障害者への合理的配慮の提供を民間事業者にも義務付けることが決定し、これまで民間事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」(法的義務)とされたため、民間スポーツクラブ等での障害者の受入がより一層進むことが考えられる。そうした動きは巡回スポーツ教室の選択肢が増えることにも繋がり、結果的にはネットワーク化の効果の増大にもなるだろう。

既存事業や既存体制の活用、地域の福祉団体・組織とスポーツ団体・組織をつなぐ役割を担うのは、すでに地域の障害者スポーツ関連のネットワークを保有しており、障害者スポーツの専門知識を有する関係者と統括できる立場の障害者スポーツ協会が望ましい。当財団が3年間(2018~2020年度)に渡って実施してきた「SSF 地域スポーツイノベーター」事業にて協会の役割とその効果について実証した。本事業では、大分県障がい者スポーツ協会に職員を配置し、既存事業・体制を活用しながら、地域の障害者スポーツ関連のネットワークを新たに構築することで、障害児・者のスポーツ機会が増加した。既存の社会資源を効果的に活用し、場を創出するノウハウは、他地域の参考になるはずである。

図表 5-1 ハブ施設、サテライト施設、既存の社会資源と地域との関係



# Ⅷ. 実施体制

本調査は、以下の関係者と笹川スポーツ財団の共同研究により実施した。

●「専用施設」調査チーム			
東京都障害者総合スポーツセンター	スポーツ支援課	佐藤 仁	
IJ	JJ	大友 奈々美	
IJ	IJ	矢壁 彩	
JJ	サービス推進課	山本 恵理子	
東京都多摩障害者スポーツセンター	スポーツ支援課	澤田 毎介	
●「専門職」調査チーム			
東京都障害者総合スポーツセンター	スポーツ支援課	石巻 詩織	
東京都多摩障害者スポーツセンター	IJ	矢本 敏実	
JI	<i>II</i>	井黒 比加里	
東京都障害者スポーツ協会	経営企画部	森 慶一	
II .	スポーツ振興部	持永 洋貴	
n	IJ	野﨑 信吾	
●「潜在的ニーズ」調査チーム			
東京都障害者総合スポーツセンター	スポーツ支援課	中村 拓也	
<i>y</i>	サービス推進課	大野 敦史	
東京都多摩障害者スポーツセンター	スポーツ支援課	市川大貴	
JJ	サービス推進課	吉田 茉莉	
東京都障害者スポーツ協会	経営企画部	廣木 美奈	
IJ	JJ	大島 直貴	
II .	スポーツ振興部	石垣 知哉	
●総括			
	ᆒᇎᄐ	古 山 、	
東京都障害者総合スポーツセンター	副所長	高山 浩久	
東京都障害者スポーツ協会	スポーツ振興部	佐々木 ゆみ	
●全体			
公益財団法人笹川スポーツ財団	政策ディレクター	小淵 和也	
II .	シニア政策ディレクター	澁谷 茂樹	

# 東京都における障害者スポーツ施設運営に関する研究 報告書

2022年3月発行

発行者 公益財団法人 笹川スポーツ財団

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 3F TEL 03-6229-5300 FAX 03-6229-5340 E-mail info@ssf.or.jp URL http://www.ssf.or.jp/

無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は本書が出典であることを明記してください。 本事業は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて実施しました。